

第 173 号 (令和 6 年 7 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【医療局動物愛護センター】 3

[告示]

- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 4
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 5
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 6
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 7
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 8
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【消防局予防課】 9
- △ 「西区今昔かるた」売払代金収納事務の委託【西区地域振興課】 13

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 同 【経済局商業振興課】 16
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【みどり環境局農政推進課】 18
- △ 農用地利用集積計画の策定【みどり環境局農政推進課】 19
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 20
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 21
- △ 計画段階配慮書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 22
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 23
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 24
- △ 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 25
- △ 横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 27
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 30
- △ 同 【建築局建築企画課】 31
- △ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】 32
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 同 【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 38
- △ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】 39
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 40

[区告示]

△	認可地縁団体の告示事項の変更	【泉区地域振興課】	41
△	同	【泉区地域振興課】	42
△	同	【泉区地域振興課】	43
△	同	【都筑区地域振興課】	44
△	同	【南区地域振興課】	45
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	46
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	47
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	48
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	49
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	50
△	同	【保土ヶ谷区地域振興課】	51
△	同	【中区地域振興課】	52
△	同	【中区地域振興課】	53
△	同	【中区地域振興課】	54
△	同	【中区地域振興課】	55
△	同	【磯子区地域振興課】	56
[区公告]			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【栄区総務課】	57
△	同	【磯子区総務課】	58
[医療局病院経営本部]			
△	横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程	【人事課】	59
[市会]			
△	横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	【総務課】	60

規則

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 67 号

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和 52 年 1 月横浜市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

第 6 条及び第 7 条 削除

第 8 条第 1 項中「法」を「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）」に改め、同条第 3 項中「又は相模原市長」を「、相模原市長又は横須賀市長」に改める。

第 4 号様式から第 8 号様式までを次のように改める。

第 4 号様式から第 8 号様式まで 削除

第 10 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 307 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	さくらんぼ保育園
設置者	株式会社創生
所在地	港北区日吉本町一丁目 2 番 9 号

横浜市告示第 308 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	リトルスカラー綱島保育園
設置者	北友建設株式会社
所在地	港北区綱島西一丁目 2 番 7 号

横浜市告示第 309 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方 式	下水を公共下水道に流入させなければならな い区域	供用開始 年月日
分流式	港南区日野九丁目の一部 旭区さちが丘及び二俣川 1 丁目の各一部 戸塚区原宿二丁目及び吉田町の各一部 栄区笠間二丁目、鍛冶ヶ谷二丁目、公田町 及び田谷町の各一部 瀬谷区瀬谷町、橋戸二丁目及び宮沢二丁目 の各一部	令和 6 年 7 月 25 日

横浜市告示第 310 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区日野九丁目の一部	令和 6 年 7 月 25 日
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区さちが丘及び二俣川 1 丁目の各一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	戸塚区原宿二丁目の一部 瀬谷区瀬谷町、橋戸二丁目及び宮沢二丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目 5 番 1 号	栄区笠間二丁目、鍛冶ケ谷二丁目、公田町及び田谷町の各一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区吉田町の一部	

横 浜 市 告 示 第 311 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を
、 分 流 式 か ら 合 流 式 に 変 更 す る 。

戸 塚 区 戸 塚 町 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 合
流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供
す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 312 号

情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 行 政 手 続 等 の
一 部 改 正

情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 行 政 手 続 等 (平 成 17 年
2 月 横 浜 市 告 示 第 56 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6 年 7 月
31 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

表 中

「

横 浜 市 火 災 予 防 規 則 (昭 和 49 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 23 号)	第 12 条 第 1 項	平 成 20 年 6 月 5 日	喫 煙 等 承 認 の 申 請
	第 22 条 の 3	令 和 6 年 4 月 1 日	甲 種 防 火 管 理 講 習 等 受 講 の 申 請
	第 22 条 の 3	令 和 6 年 4 月 1 日	自 衛 消 防 業 務 講 習 受 講 の 申 請
	第 30 条 第 1 項	令 和 6 年 4 月 1 日	燃 料 電 池 発 電 設 備 の 設 置 の 届 出
	第 30 条 第 1 項	令 和 6 年 4 月 1 日	水 素 ガ ス を 充 て ん す る 気 球 の 設 置 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	平 成 20 年 6 月 5 日	火 煙 発 生 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	平 成 20 年 6 月 5 日	水 道 断 水 ・ 減 水 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	平 成 20 年 6 月 5 日	道 路 工 事 ・ 占 用 の 届 出
	第 32 条	令 和 6 年 4 月 1 日	少 量 危 険 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い の 届 出
	第 32 条 の 2 第 1 項	令 和 6 年 4 月 1 日	指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 及 び 指 定 可 燃 物 の タ ン ク の 水 張 検 査 又 は 水 圧 検 査 の 申 請
第 34 条 第 3 項	令 和 6 年 4 月 1 日	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 設 置 等 計 画 の 届 出	
横 浜 市 危 険 物 規 制 規 則 (昭 和 59 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 14 号)	第 12 条	令 和 6 年 4 月 1 日	屋 外 貯 蔵 タ ン ク 内 部 点 検 期 間 延 長 の 届 出
	第 13 条	令 和 6 年 4 月 1 日	地 下 貯 蔵 タ ン ク 等 の 在 庫 の 管 理 及 び 危 険 物 の 漏 え い 時 の 措 置

		に関する計画の届出
第 15 条	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等使用 休止及び再開の届出
第 16 条 第 2 項	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等火気 使用工事の届出
第 16 条 の 2	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等運営 管理委任の届出
第 17 条	令和 6 年 4 月 1 日	危険物製造所等災害 発生の届出
第 20 条 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日	許可書等再交付の申 請

を
「

横浜市火災予防 規則（昭和 49 年 3 月横浜市規則 第 23 号）	第 12 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	喫煙等承認の申請
	第 22 条	令和 6 年 7 月 31 日	防火管理者選任（解 任）届出
	第 22 条 の 2	令和 6 年 7 月 31 日	消防計画作成（変更 ）届出
	第 22 条 の 3	令和 6 年 4 月 1 日	甲種防火管理講習等 受講の申請
	第 22 条 の 3	令和 6 年 4 月 1 日	自衛消防業務講習受 講の申請
	第 22 条 の 4	令和 6 年 7 月 31 日	甲種防火管理講習等 修了証再交付申請
	第 24 条	令和 6 年 7 月 31 日	自衛消防組織結成届 出
	第 27 条	令和 6 年 7 月 31 日	自衛消防隊結成届出
	第 29 条 第 1 項	令和 6 年 7 月 31 日	防火対象物の使用開 始の届出
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 7 月 31 日	火を使用する設備等 の設置（変更）届出
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 7 月 31 日	電気設備設置（変更 ）届出
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 7 月 31 日	燃料電池発電設備の 設置の届出
	第 30 条 第 1 項	令和 6 年 7 月 31 日	水素ガスを充てんす る気球の設置の届出

	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	火 煙 発 生 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	令 和 6 年 7 月 31 日	煙 火 消 費 届 出
	第 31 条 第 1 項	令 和 6 年 7 月 31 日	催 物 開 催 届 出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	水 道 断 水 ・ 減 水 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	平成 20 年 6 月 5 日	道 路 工 事 ・ 占 用 の 届 出
	第 31 条 第 1 項	令 和 6 年 7 月 31 日	露 店 等 開 催 届 出
	第 32 条	令 和 6 年 4 月 1 日	少 量 危 険 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い の 届 出
	第 32 条 の 2 第 1 項	令 和 6 年 4 月 1 日	指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 及 び 指 定 可 燃 物 の タ ン ク の 水 張 検 査 又 は 水 圧 検 査 の 申 請
	第 34 条 第 3 項	令 和 6 年 4 月 1 日	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 設 置 等 計 画 の 届 出
横 浜 市 危 険 物 規 制 規 則 (昭 和 59 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 14 号)	第 12 条	令 和 6 年 4 月 1 日	屋 外 貯 蔵 タ ン ク 内 部 点 検 期 間 延 長 の 届 出
	第 13 条	令 和 6 年 4 月 1 日	地 下 貯 蔵 タ ン ク 等 の 在 庫 の 管 理 及 び 危 険 物 の 漏 え い 時 の 措 置 に 関 する 計 画 の 届 出
	第 14 条	令 和 6 年 7 月 31 日	設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更 届 出
	第 15 条	令 和 6 年 4 月 1 日	危 険 物 製 造 所 等 使 用 休 止 及 び 再 開 の 届 出
	第 16 条 第 1 項	令 和 6 年 7 月 31 日	危 険 物 製 造 所 等 軽 微 な 変 更 工 事 届 出
	第 16 条 第 2 項	令 和 6 年 4 月 1 日	危 険 物 製 造 所 等 火 気 使 用 工 事 の 届 出
	第 16 条 の 2	令 和 6 年 4 月 1 日	危 険 物 製 造 所 等 運 営 管 理 委 任 の 届 出
	第 17 条	令 和 6 年 4 月 1 日	危 険 物 製 造 所 等 災 害 発 生 の 届 出

第 20 条 第 1 項	令 和 6 年 4 月 1 日	許 可 書 等 再 交 付 の 申 請
--------------	--------------------	------------------------

」

に改める。

横浜市告示第 313 号

「西区今昔かるた」売払代金収納事務の委託
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
特定非営利活動法人市民セクターよこはま
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区弁天通 6 丁目 81 番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
「西区今昔かるた」売払代金
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 5 月 31 日
- 5 収納事務の委託をした日
令和 6 年 6 月 18 日

公 告

横 浜 市 公 告 第 378 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

J R 横 浜 タ ワ ー
西 区 南 幸 一 丁 目 1 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
代 表 取 締 役 喜 勢 陽 一
東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 代 表 取 締 役 深 澤 祐 二 東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 代 表 取 締 役 喜 勢 陽 一 東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	渡 辺 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 渡 辺 鮮 彦 東 京 都 港 区 南 青 山 5 丁 目 14 番 1 号 ほ か 100 者	渡 辺 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 渡 辺 悠 太 東 京 都 港 区 南 青 山 5 丁 目 14 番 1 号 ほ か 103 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令和 6 年 6 月 30 日 ほか

(5) 変更した理由

設置者代表者の変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 7 月 1 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 379 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら横浜高田

港北区高田西一丁目 1 番 47 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武 美

千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) イオンスタイル高田西 港北区高田西一丁目 753 番の 1 ほか	そよら横浜高田 港北区高田西一丁目 1 番 47 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか 1 者	株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一 弥 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号 ほか 2 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 26 日ほか

(5) 変更した理由

店舗名称決定のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 7 月 1 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 380 号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定に基づき、横浜市都筑区東方西部土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 1,343 番地	細 野 正 隆
同	都筑区東方町 716 番地	井 上 民 夫
同	都筑区池辺町 2,232 番地	島 村 博 明
同	都筑区池辺町 1,922 番地	栗 原 進
同	都筑区東方町 920 番地	根 本 栄 治
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
同	都筑区東方町 684 番地	加 藤 幸 一
同	都筑区東方町 686 番地	村 田 孝 雄
同	港北区綱島西六丁目 12 番 2 号	小 嶋 謙 次
同	都筑区川向町 171 番地	阿 部 捷 蔵
同	都筑区池辺町 2,849 番地	元 木 孝 徳
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯 岸 利 典
監 事	都筑区川向町 91 番地	清 水 孝 一
同	都筑区東方町 1,237 番地	重 田 三 千 代

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 1,343 番地	細 野 正 隆
同	都筑区東方町 716 番地	井 上 民 夫
同	都筑区池辺町 2,232 番地	島 村 博 明
同	都筑区東方町 647 番地	丹 藤 明 雄
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
同	都筑区東方町 920 番地	根 本 栄 治
同	都筑区東方町 686 番地	村 田 孝 雄
同	都筑区池辺町 2,849 番地	元 木 孝 徳
同	港北区綱島西六丁目 12 番 2 号	小 嶋 謙 次
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯 岸 利 典
同	都筑区池辺町 1,922 番地	栗 原 進
同	都筑区川向町 171 番地	阿 部 捷 蔵
監 事	都筑区東方町 720 番地	相 澤 淳 一
同	都筑区東方町 1,237 番地	重 田 三 千 代

横 浜 市 公 告 第 381 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 6 年 7 月 25 日 から 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利 用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 382 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 神 戸 町 129 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 383 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 6 番 の 2 及 び 6 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 384 号

計画段階配慮書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 44 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、条例第 9 条の規定に基づき、当該配慮書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、環境情報を記載した書面を提出することができる。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 条例第 44 条第 1 項の都市計画決定権者の名称並びに第 1 分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
 - (1) 都市計画決定権者の名称
横浜市
 - (2) 第 1 分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
横浜市
横浜市長 山中竹春
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 2 事業の名称
旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業
- 3 事業を実施しようとする区域
起点 瀬谷区目黒町
終点 瀬谷区瀬谷町
- 4 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 8 月 8 日まで

横 浜 市 公 告 第 385 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 8 月 22 日	00029	株 式 会 社 西 原 衛 生 工 業 所 横 浜 支 店	植 田 順 一	(新) 神 奈 川 区 台 町 8 番 地 の 7
				(旧) 中 区 山 下 町 23 番 地

横 浜 市 公 告 第 386 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00505	日 新 設 備 株 式 会 社 横 浜 営 業 所	港 北 区 下 田 町 二 丁 目 7 番 23 号	令 和 5 年 12 月 20 日
00728	有 限 会 社 松 田 設 備	磯 子 区 峰 町 501 番 地 の 2	令 和 6 年 2 月 29 日

横浜市公告第 387 号

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

- (1) 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針
- (3) 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針
- (4) 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 6 年 9 月 2 日午後 2 時開始

- (2) 場所
中区本町 1 丁目 6 番地
横浜市開港記念会館 講堂

4 縦覧期間

令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 8 月 8 日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 8 月 8 日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

- (1) 横浜市ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html>
- (2) 区の事務所
鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8
 横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
 西区中央一丁目 5 番 10 号
 横浜市西区役所総務部区政推進課
 南区浦舟町 2 丁目 33 番地
 横浜市南区役所総務部区政推進課
 港南区港南四丁目 2 番 10 号
 横浜市港南区役所総務部区政推進課
 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
 横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
 横浜市旭区役所総務部区政推進課
 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
 横浜市金沢区役所総務部区政推進課
 港北区大豆戸町 26 番地の 1
 横浜市港北区役所総務部区政推進課
 緑区寺山町 118 番地
 横浜市緑区役所総務部区政推進課
 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
 横浜市青葉区役所総務部区政推進課
 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
 横浜市都筑区役所総務部区政推進課
 戸塚区戸塚町 16 番地の 17
 横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
 栄区桂町 303 番地の 19
 横浜市栄区役所総務部区政推進課
 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
 横浜市泉区役所総務部区政推進課
 瀬谷区二ツ橋町 190 番地
 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 388 号

横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画区域区分等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

- (1) 横浜国際港都建設計画区域区分
- (2) 横浜国際港都建設計画用途地域
- (3) 横浜国際港都建設計画高度地区
- (4) 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- (5) 横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大柵町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 6 年 9 月 2 日 午後 4 時 開始
- (2) 場所
中区本町 1 丁目 6 番地
横浜市開港記念会館 講堂
- 4 縦覧期間
令和 6 年 7 月 25 日 から 令和 6 年 8 月 8 日 まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 6 年 7 月 25 日 から 令和 6 年 8 月 8 日 まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
 - (1) 横浜市ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html>
 - (2) 区の事務所
鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
神奈川区広台太田町 3 番地の 8
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号

横浜市泉区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 389 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、新 石 川 二 丁 目 C 地 区 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 390 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、東 戸 塚 グ リ ー ン タ ウ ン 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 391 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

石井宗一から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和 6 年 7 月 31 日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

緑区霧が丘四丁目 8 番の 1、8 番の 2 の一部

(2) 許可対象用途

日用品の販売を主たる目的とする店舗

198.84 m²（計画） > 0 m²（基準）

(3) 敷地面積

1,201.09 m²

(4) 建築物の概要

建築面積 298.10 m²

延べ面積 298.10 m²

構造 鉄骨造

階数 地上 1 階建て

用途 日用品の販売を主たる目的とする店舗、近隣住民を対象とした集会所

高さ 3.755 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和 6 年 8 月 19 日午後 7 時

3 公開による意見の聴取場所

緑区霧が丘三丁目 23 番地

霧が丘地域ケアプラザ

横 浜 市 公 告 第 392 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 19 日 第 2023 開 816 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号
相 鉄 不 動 産 株 式 会 社
取 締 役 社 長 鈴 木 正 宗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 金 が 谷 一 丁 目 829 番 の 3 、 829 番 の 11 の 一 部 、 829 番 の 12
の 一 部 、 829 番 の 16 の 一 部 、 829 番 の 17 及 び 829 番 の 56 か ら 829
番 の 64 ま で

横 浜 市 公 告 第 393 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 8 月 23 日 第 2023 開 1709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 子 田 一 丁 目 11 番 の 10 か ら 11 番 の 12 ま で 及 び 11 番 の 44

横 浜 市 公 告 第 394 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 31 日 第 2022 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 中 田 東 一 丁 目 37 番 12 号
大 門 商 事 株 式 会 社
代 表 取 締 役 斗 鬼 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 影 取 町 21 番 の 7 か ら 21 番 の 19 ま で

横 浜 市 公 告 第 395 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 17 日 第 2023 開 1314 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 汲 沢 町 476 番 の 4 、 477 番 の 6 、 477 番 の 13 、 482 番 の
3 、 482 番 の 9 及 び 482 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 396 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 7 日 第 2023 開 1305 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
藤 沢 市 湘 南 台 1 丁 目 1 番 地 の 21
株 式 会 社 一 平 不 動 産
代 表 取 締 役 廣 木 正 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 原 宿 四 丁 目 64 番 の 1 、 64 番 の 4 の 一 部 、 64 番 の 6 か ら 64
番 の 17 ま で 、 65 番 の 1 か ら 65 番 の 8 ま で 、 76 番 の 23 の 一 部 、 76 番
の 24 、 76 番 の 64 か ら 76 番 の 67 ま で 、 171 番 の 1 、 171 番 の 3 か ら
171 番 の 8 ま で 、 1,151 番 の 8 及 び 1,151 番 の 77 か ら 1,151 番 の
80 ま で

横浜市公告第 397 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 17 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 7 月 12 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
5.00 m
- 5 指定の場所
青葉区奈良町 2,863 番の 22
- 6 申請者の氏名
デックス株式会社
代表取締役 高山裕司

横 浜 市 公 告 第 398 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 7 月 12 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
磯 子 区 杉 田 八 丁 目 1,930 番 の 33 及 び 1,932 番 の 8 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横浜市公告第 399 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 34・86 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 7 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
54.00 m
- 5 廃止の場所
港北区綱島東五丁目 2,233 番の 39 地先から 2,279 番の 14 地先まで

区 告 示

泉区告示第 17 号（令和 6 年 6 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、領家自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 6 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	吉 田 邦 宏 泉区領家三丁目 15 番地 の 21	飯 島 和 夫 泉区領家四丁目 21 番地 の 13

泉区告示第 18 号（令和 6 年 6 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岡津町西部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 6 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	酒 井 浩 一 郎 泉区岡津町 2,802 番地 の 83	關 田 康 雄 泉区岡津町 2,806 番地 の 3

泉区告示第 21 号（令和 6 年 7 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、富士塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡 邊 雪 子 泉区下飯田町 893 番地 の 8	大 桃 淳 泉区下飯田町 889 番地 の 10

都 筑 区 告 示 第 1953 号 (令 和 6 年 7 月 11 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 池 辺 町 川 内 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 11 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	小 林 省 三 都 筑 区 池 辺 町 4,296 番 地	内 田 邦 彦 都 筑 区 池 辺 町 4,500 番 地

南区告示第 9 号（令和 6 年 7 月 16 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、若宮町 1・2 丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	石 井 隆 治 南区若宮町 2 丁目 27 番 地	飯 田 政 弥 南区若宮町 2 丁目 17 番 地の 4

保土ヶ谷区告示第 1 号（令和 6 年 7 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西谷連合町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	塩 田 清 保土ヶ谷区西谷 2 丁目 26 番 1 号	犬 飼 徹 雄 保土ヶ谷区西谷 4 丁目 18 番 3 号

保土ヶ谷区告示第 2 号（令和 6 年 7 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、エステ・アベニュー保土ヶ谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	平野井 渚 保土ヶ谷区上菅田町 14 4 番地の 71	梶 川 満起子 保土ヶ谷区上菅田町 14 4 番地の 86

保土ヶ谷区告示第 3 号（令和 6 年 7 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、権太坂境木自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	竹 内 正 大 保土ヶ谷区権太坂 1 丁 目 45 番 1 号	飯 田 和 隆 保土ヶ谷区権太坂 2 丁 目 14 番 15 号

保土ヶ谷区告示第 4 号（令和 6 年 7 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、神戸町東部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	杉 澤 勝 廣 保土ヶ谷区神戸町 8 番 地の 7	栗 原 和 彦 保土ヶ谷区神戸町 10 番 地の 1

保土ヶ谷区告示第 5 号（令和 6 年 7 月 16 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、浄西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	金子 麻衣子 保土ヶ谷区川島町 1,55 7 番地の 9	鈴木 茂 治 保土ヶ谷区川島町 1,53 5 番地の 5

保土ヶ谷区告示第 6 号（令和 6 年 7 月 16 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、千歳自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 16 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	高 村 五 郎 保土ヶ谷区新井町 204 番地の 45	坂 間 光 蔵 保土ヶ谷区新井町 229 番地の 42

中区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、新山下一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	程 島 正 雄 中区新山下一丁目 6 番 8 号	山 崎 昌 隆 中区新山下一丁目 8 番 5 号

中区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本牧緑ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高山 清 中区本牧満坂 187 番地 の 50	江波戸 理 恵 中区本牧満坂 187 番地 の 28

中区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本牧三之谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	丹 羽 博 利 中区本牧三之谷 24 番 27 号	高 崎 孝 子 中区本牧三之谷 38 番 6 号

中 区 告 示 第 5 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 山 元 町 三 ・ 四 ・ 五 丁 目 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	齊 藤 正 則 中 区 山 元 町 3 丁 目 139 番 地 の 8	中 嶋 秀 和 中 区 山 元 町 3 丁 目 148 番 地

磯子区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、杉田町西部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市磯子区長 高 橋 功

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	川 辺 隆 磯子区杉田三丁目 11 番 9 号	涌 田 孝 志 磯子区杉田三丁目 17 番 20 号

区 公 告

栄区公告第 54 号（令和 6 年 7 月 8 日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 7 月 8 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 27 - 80 浜 横浜	令和 6 年 2 月 21 日

磯子区公告第 89 号（令和 6 年 7 月 9 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

横浜市磯子区長 高 橋 功

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 77 浜 横浜	令和 5 年 11 月 7 日
横 32 - 78 浜 横浜	令和 5 年 11 月 23 日
横 35 - 52 浜 横浜	令和 5 年 11 月 24 日

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 7 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 12 号

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「高度治療部」を「集中治療部」に改める。

第 7 条中

「高度治療部

(1) 高度治療に関すること。」

を

「集中治療部

(1) 集中治療に関すること。」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 8 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (令 和 5 年 3 月 横
浜 市 会 規 程 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 7 月 25 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 4 条 第 1 号 エ 中 「 厚 生 労 働 大 臣 」 を 「 主 務 大 臣 」 に 改 め る 。

第 6 条 第 1 項 第 3 号 中 「 保 有 個 人 情 報 」 を 「 市 会 に 対 す る 行 為 に
よ る 保 有 個 人 情 報 (議 会 局 の 職 員 が 取 得 し 、 又 は 取 得 し よ う と し て
い る 個 人 情 報 で あ っ て 、 保 有 個 人 情 報 と し て 取 り 扱 わ れ る こ と が 予
定 さ れ て い る も の を 含 む 。) 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 第 2 号 中 「 保 有
個 人 情 報 」 の 次 に 「 (前 項 第 3 号 に 定 め る 事 態 に つ い て は 、 同 号 に
規 定 す る 個 人 情 報 を 含 む 。) 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。